

京都市告示第 406 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成16年12月28日

京都市長 榊本頼兼

医療機関指定（・診療所・薬局・訪問看護ステーション）

名 称	所 在 地	指定年月日
(医) 社団 西澤医院	上京区寺之内通千本西入柏清盛町1050番地	平成16年11月1日
一色クリニック	中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町662メディアジョイITビル5階	平成16年11月1日
今井内科診療所	山科区四ノ宮南河原町3	平成16年12月1日
御前ゆう薬局	中京区壬生東高田町43-6 ノザキビル1F	平成16年10月1日
いずみ薬局高雄支店	右京区梅ヶ畑畑町2-10	平成16年11月1日
訪問看護ステーションおおしま	伏見区桃山町泰長老110-1	平成16年11月17日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)